



発行 東京都

目次

告示

- 東京都宝くじの発売(十一件)……………(財務局主計部公債課)……………一
- 土地収用法による収用又は使用の手続開始……………(財務局財産運用部管理課)……………五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(四件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………六
- 保安林の皆伐面積の限度……………(産業労働局農林水産部森林課)……………一〇
- 令和元年度職業訓練指導員試験の実施……………(産業労働局雇用就業部能力開発課)……………二
- 令和元年度技能検定の後期実施……………(同)……………三

告示

●東京都告示第三百六十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年九月二日

一 名称	東京都知事 小 池 百合子
二 受託銀行等の名称及び所在地	第二千四百四十四回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百三十万枚 二億三千万円
四 証券金額	一枚百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	令和元年十月二日から同月二十二日まで
七 抽せん期日	令和元年十月二十五日
八 当せん金支払開始期日	令和元年十月三十日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	千五百万円 一本
一等の前後賞	二百五十万円 二本
一等の組違い賞	十万円 二十二本
二等	三十万円 四十六本
三等	三万円 二百三十本
四等	五千元 二千三百本
五等	千円 二万三千本
六等	百円 二十三万本
計	二十五万五千六百一本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

一 名称	東京都知事 小 池 百合子
二 受託銀行等の名称及び所在地	第二千四百四十五回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百万枚 二億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間	令和元年十月九日から同月二十九日まで
七 当せん金支払開始期日	令和元年十月九日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	三百万円 四本
二等	五万円 二百本
三等	一万円 千本
四等	三千元 六千本
五等	千円 二万本
六等	二百円 十万本
計	十二万七千二百四本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者

●東京都告示第三百六十四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年九月二日

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百六十五号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百四十六回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百二十万枚 二億二千万円
- 四 証票金額 一枚百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 令和元年十月二十三日から同年十一月十二日まで
- 七 抽せん期日 令和元年十一月十五日
- 八 当せん金支払開始期日 令和元年十一月二十日
- 九 当せん金の額及び当せん数の等級
 

一等	千五百万円	一本
二等	二百五十万円	二本
三等	十万円	二十一本
四等	三十万円	二十二本
五等	五万円	二百二十本
六等	五千元	二千二百本
七等	千円	二万二千本
八等	百円	二十二万本

計 二十四万四千四百六十六本

十一 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百六十六号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百四十七回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 七十万枚 一億四千万円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和元年十月三十日から同年十一月十二日まで
- 七 当せん金支払開始期日 令和元年十月三十日
- 八 当せん金の額及び当せん数の等級
 

一等	当せん金	当せん本数
二等	百万円	七本
三等	十万円	六十三本
四等	一万円	千五百本

計 九万七千二百本

四等 二千円 五千六百本  
 五等 千円 一万四千本  
 六等 二百円 七万本

●東京都告示第三百六十七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百四十八回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百七十万枚 五億四千万円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 令和元年十一月六日から同月十九日まで
- 七 抽せん期日 令和元年十一月二十二日
- 八 当せん金支払開始期日 令和元年十一月二十七日
- 九 当せん金の額及び当せん数の等級
 

一等	当せん金	当せん本数
二等	三千万円	一本

一等の前後賞	千円	二本
一等の組違い賞	十万円	二十六本
二等	三十万円	八十一本
三等	五十万円	五千四百本
四等	二千元	二万七千本
五等	二百円	二十七万本
実りの秋賞	十万円	二百七十本
計		三万二千七百八十本

十 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百六十八号  
 当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百四十九回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
- 三 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 四 発売の数及び総額 七十万枚 一億四千万円
- 五 証票金額 一枚二百円
- 六 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
- 七 発売期間 令和元年十一月十三日から同月二十五日まで

七 当せん金支払開始 期日	令和元年十一月十三日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等級	当せん金 七本
一等	百万円 六十三本
二等	十万円 六千三百本
三等	一万円 六十五万本
四等	二千元 五千六百本
五等	千円 一万四千本
六等	二百円 七万本
計	九万七千二百本

九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百六十九号  
 当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百五十回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
- 三 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 四 発売の数及び総額 百五十万枚 一億五千万円
- 五 証票金額 一枚百円
- 六 証票型式 開封式

六 発売期間	令和元年十一月二十七日から同年十二月十日まで
七 抽せん期日	令和元年十二月十三日
八 当せん金支払開始 期日	令和元年十二月十八日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等級	当せん金 一本
一等	千円 一本
一等の前後賞	二百五十万円 二本
一等の組違い賞	十万円 十四本
二等	三十万円 十五本
三等	三万円 百五十本
四等	五千元 千五百本
五等	千円 一万五千本
六等	百円 十五万本
計	十六万六千六百八十二本

十 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百七十号  
 当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百五十一回東京都宝くじ

二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	七十万枚 一億四千万円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年十一月二十七日から同年十二月十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年十一月二十七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		百万円 七本
二等		十万円 六十三本
三等		一万円 千五百本
四等		二千円 五千六百本
五等		千円 一万四千本
六等		二百円 七万本
計		九万七百二十本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第三百七十一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

一	名称	令和元年九月二日 東京都知事 小 池 百合子 第二千四百五十二回東京都宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	七十万枚 一億四千万円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年十二月十一日から同月二十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年十二月十一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		百万円 七本
二等		五十万円 二十八本
三等		一万円 二百十本
四等		三千円 三千五百本
五等		千円 一万四千本
六等		二百円 七万本
計		八万七千七百四十五本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第三百七十二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

一	名称	令和元年九月二日 東京都知事 小 池 百合子 第二千四百五十三回東京都宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	九十万枚 一億八千万円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年十二月十八日から令和二年一月七日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年十二月十八日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		百万円 九本
二等		十万円 八十一本
三等		一万円 千三百五十本
四等		二千円 七千二百本
五等		千円 一万八千本
六等		二百円 九万本
計		十一万六千六百四十本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百七十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百五十四回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 五百万枚 十億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和元年十二月二十五日から令和二年一月十四日まで

七 抽せん期日 令和二年一月十七日

八 当せん金支払開始 令和二年一月二十二日

九 当せん金の額及び当せん数の

等級 当せん金 当せん本数

一等 一億五千万円 一本

一等の後賞 二千五百万円 二本

一等の組違い賞 十万円 四十九本

二等 百万円 五十本

三等 五千万円 五千本

四等 千円 五万本

五等 二百円 五十万本

初夢賞 五万円 五百本

計 五十五万五千六百二本  
備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証票法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百七十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。  
令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 起業者の名称

葛飾区

二 事業の種類

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十四号線

四号線

三 手続が開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地

葛飾区立石一丁目及び立石七丁目各地内

(二) 使用の手続が開始される土地

なし

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
葛飾区役所都市整備部調整課

●東京都告示第三百七十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和元年九月二日

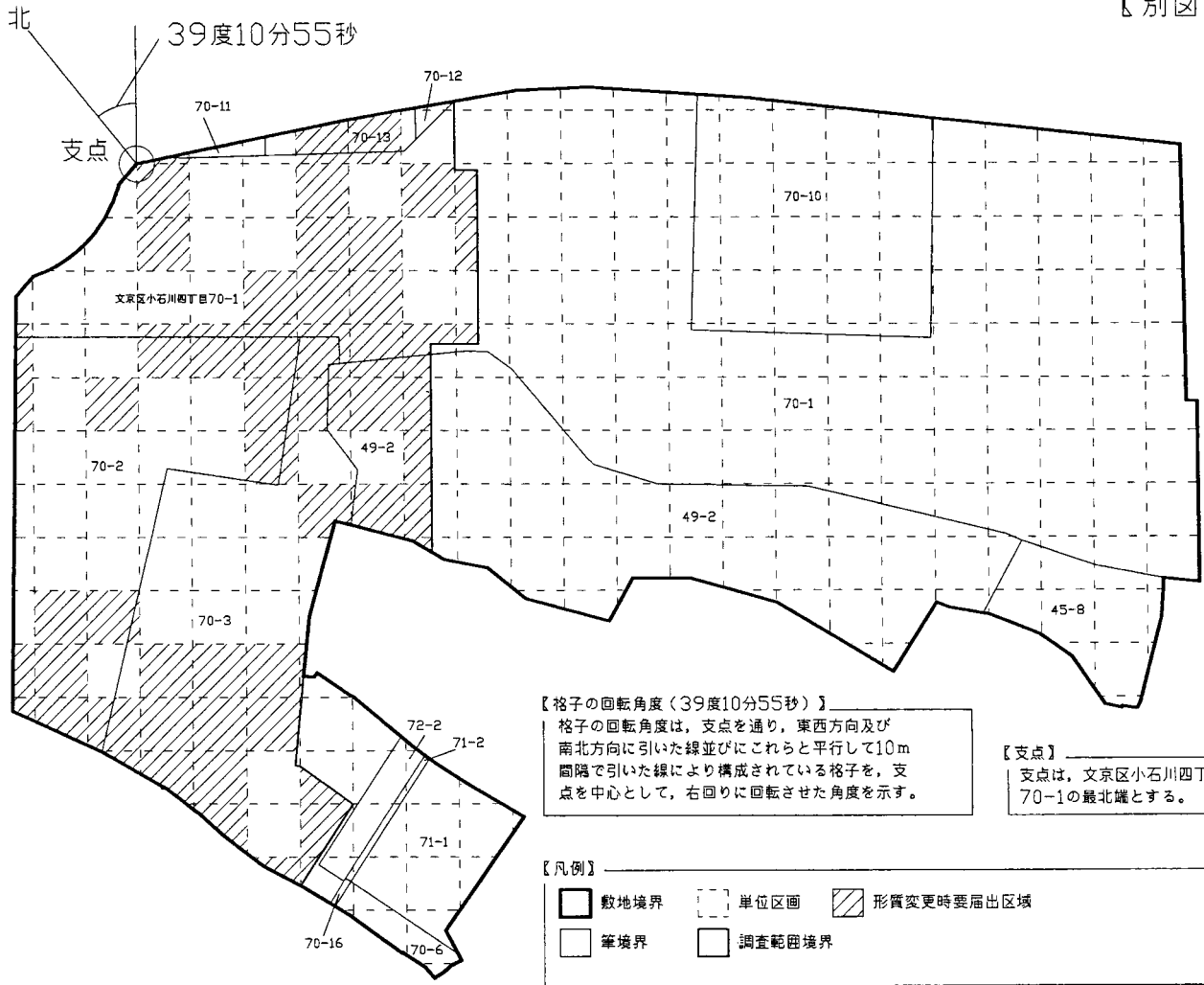
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区小石川四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

【別図】



●東京都告示第三百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第七百八十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月二日

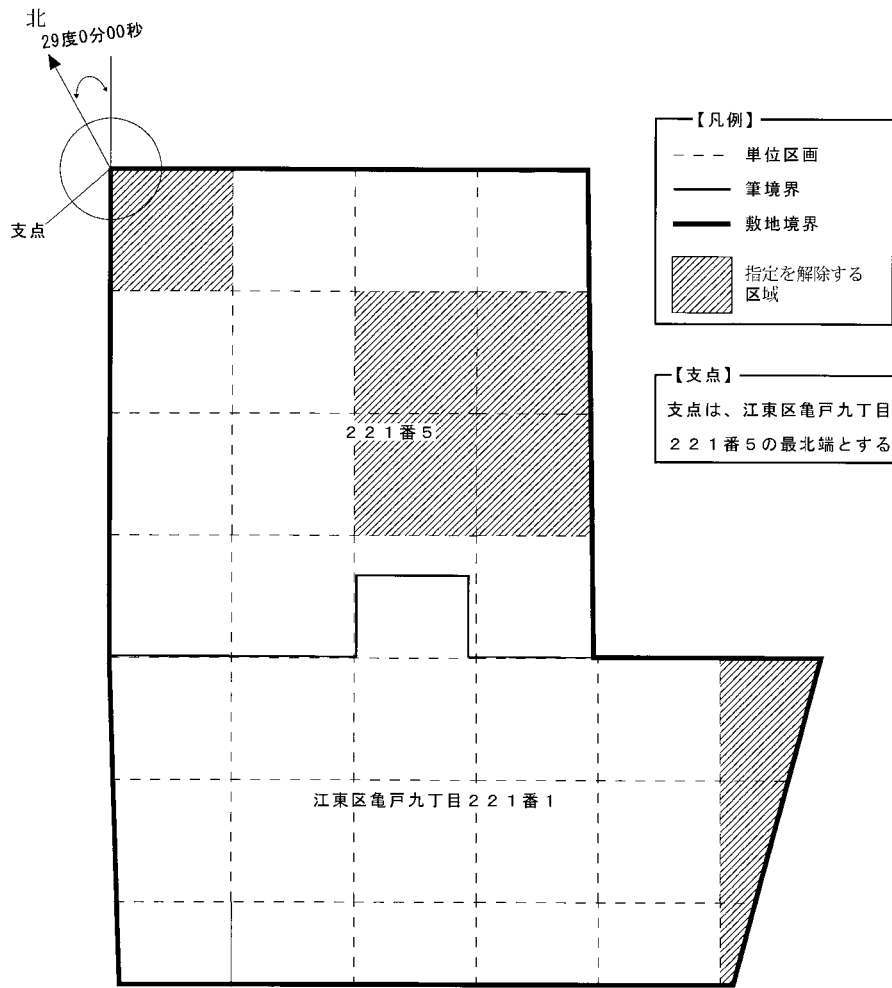
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区亀戸九丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度（29度0分00秒）】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百七十七号

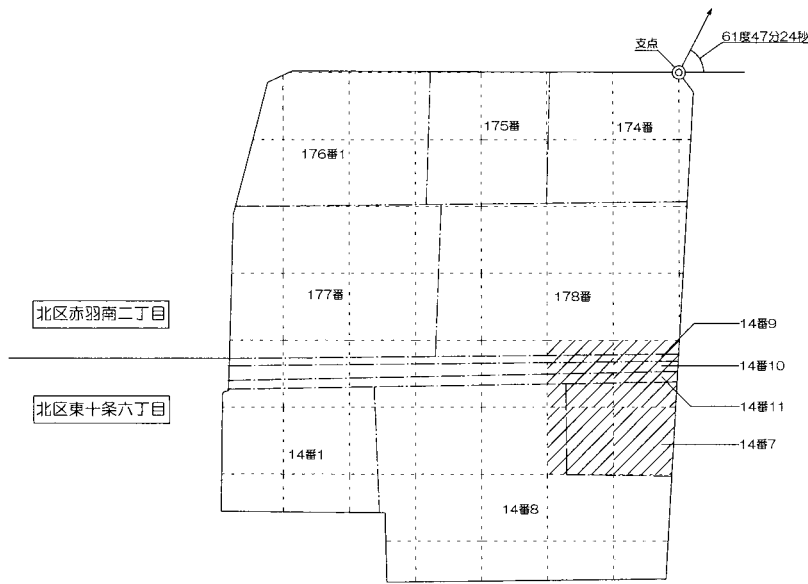
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千五百八十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区赤羽南二丁目及び同区東十条六丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】  
支点は、北区赤羽南二丁目174番の最北端とする。

【格子の回転角度（61度47分24秒）】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	指定を解除する区域

●東京都告示第三百七十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第二十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

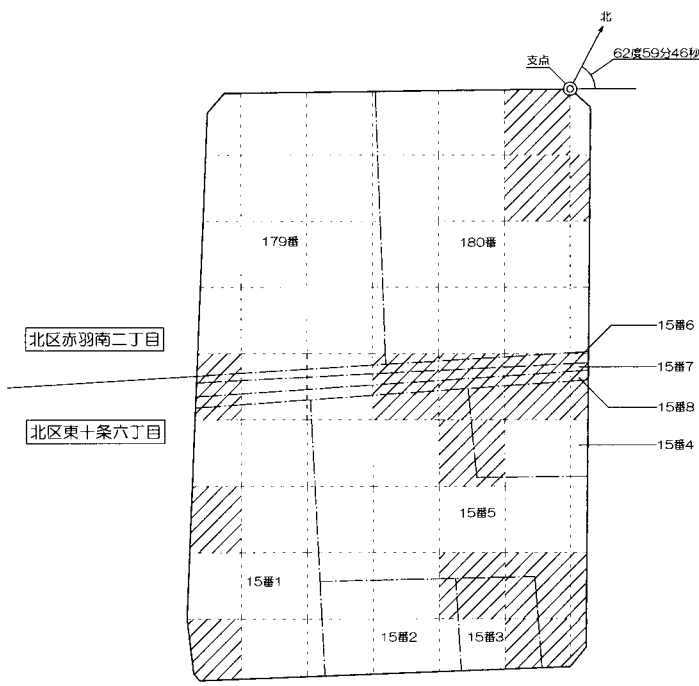
令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区赤羽南二丁目及び同区東十条六丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別図



【支点】  
支点は、北区赤羽南二丁目180番の最北端とする。

【格子の回転角度（62度59分46秒）】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
—	敷地境界
- - -	筆境界
----	単地区画
////	指定を解除する区域

●東京都告示第三百七十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千六百二十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月二日

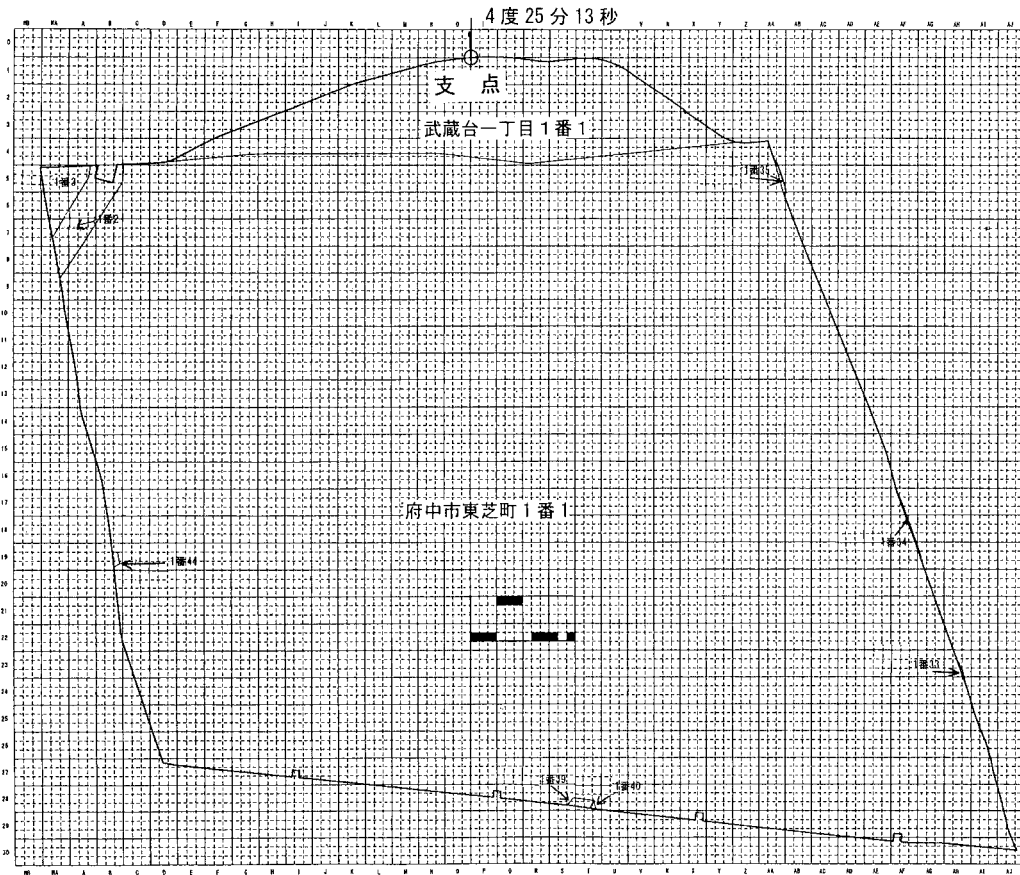
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（府中市東芝町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



**【凡例】**

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

**【支点】**  
 支点は府中市武蔵台一丁目1番1の最北端とする。

**【格子の回転角度4度25分13秒】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百八十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四條の二第四項に規定する令和二年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同條第三項の規定により次のとおり公表する。

令和元年九月二日

東京都知事 小池 百合子

保安林の種類	単位	皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)
水源涵養保安林	多摩川	六四五・八二
	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	
	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二三八・六二
	秋川	
	計	八二・〇九
	浅川	九六六・五三
	八王子市の区域	
	計	五一・二〇
土砂流出防備保安林	多摩川	八・八一
	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	
	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	
	秋川	
	計	一五・二八
	浅川	〇・五〇
	八王子市及び町田市の区域	
	大島	八一・五四
	八丈島	一五七・三三
	計	

土砂崩壊防備 秋川 あきる野市及び西  
保安林 多摩郡日の出町の  
区域 〇・五八

計 〇・五八

千害防備保安 秋川 西多摩郡檜原村の  
林 区域 〇・七八

大島 大島町の区域 一・八六

八丈島 八丈島八丈町の区  
域 〇・四〇

小笠原 小笠原村の区域 八六・八八

諸島 八九・九二

保健保安林 多摩川 青梅市及び西多摩  
郡奥多摩町の区域 一六・三八

秋川 あきる野市並びに  
西多摩郡日の出町  
及び同郡檜原村の  
区域 一七・四九

浅川 八王子市及び町田  
市の区域 一〇・五二

小笠原 小笠原村の区域 一九六・〇〇

諸島 二四〇・三九

### 公 告

令和元年度職業訓練指導員試験の実施につ  
いて

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第  
三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施す  
る。

令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験を実施する職種

全職種

二 試験の科目

試験は、実技試験及び学科試験について行い、その科  
目は、次のとおりとする。

職 種 実技試験  
の科目

学科試験の科目

全職種 なし

（理容科  
及び美容  
科を除  
く。）

指導方法（職業訓練原理、教科指  
導法、訓練生の心理、生活指導及び  
職業訓練関係法規。以下同じ。）

理容科 理容

一 指導方法

二 関連学科

1 系基礎学科

① 理容・美容技術概論（器具  
取扱い及び基礎技術）

② 衛生管理（公衆衛生、環境  
衛生、感染症及び衛生管理技  
術）

③ 保健（人体（頭部・顔部・  
頸部）の構造や機能及び皮膚  
や皮膚付属器官の構造・機能  
・保健衛生・疾患）

④ 化粧品化学

⑤ 運営管理（経営・労務管理  
及び接客法）

⑥ 安全衛生（産業安全、労働

衛生、労働災害及び関係法  
規）

2 専攻学科

理容理論（文化論、理容技術  
理論及び関係法規・制度）

一 指導方法

二 関連学科

1 系基礎学科

① 理容・美容技術概論（器具  
取扱い及び基礎技術）

② 衛生管理（公衆衛生、環境  
衛生、感染症及び衛生管理技  
術）

③ 保健（人体（頭部・顔部・  
頸部）の構造や機能及び皮膚  
や皮膚付属器官の構造・機能  
・保健衛生・疾患）

④ 化粧品化学

⑤ 運営管理（経営・労務管理  
及び接客法）

⑥ 安全衛生（産業安全、労働  
衛生、労働災害及び関係法  
規）

2 専攻学科  
美容理論（文化論、美容技術  
理論及び関係法規・制度）

三 実技試験及び学科試験の免除  
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令

第二十四号) 第四十六条及び附則第十条の規定に該当する者は、実技試験及び学科試験の一部又は全部の免除を受けることができる。

四 受験資格

(一) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

- (1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者
- (2) 職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者
- (3) 昭和四十五年労働省告示第十七号(職業訓練指導員試験の受験資格)に規定する者

(二) 指導方法のみを受験する者は、(一)の規定に加え、次に該当する者とする。

職業能力開発促進法施行規則第四十六条により、実技試験及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者

(三) (一)及び(二)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

五 試験日時及び場所

(一) 実技試験

理容科

令和二年一月二十一日(火曜日)午後一時四十五分から  
東京都立中央・城北職業能力開

美容科

発センター板橋校人材育成プラザ  
令和二年一月二十一日(火曜日)午後一時四十五分から  
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

(二) 学科試験

指導方法

令和二年一月十八日(土曜日)午前十時から  
東京工科大学蒲田キャンパス三号館(大田区西蒲田五丁目二十三番二十二号)

系基礎学科(理容科・美容科)

令和二年一月二十一日(火曜日)午前十時から  
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

専攻学科(理容科・美容科)

令和二年一月二十一日(火曜日)午前十一時三十分から  
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

六 受験申請の手續

(一) 提出書類

- (1) 職業訓練指導員試験受験申請書、写真二枚(縦四センチメートル、横三センチメートル、申請前六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽のもの)及び受験資格を証明する書類(卒業証明書若しくは修了証明書、各種免許証の写し若しくは合格証明書又は実務経験証明書)
- (2) 実技試験及び学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(二) 受付日時

令和元年十月二十九日(火曜日)及び同月三十日(水曜日)の午前十時から午後四時三十分まで(正午から午後一時三十分までを除く。)並びに同月三十一日(木曜日)の午前十時から正午まで

(三) 受付場所

東京都庁第二本庁舎一階臨時窓口  
新宿区西新宿二丁目八番一号

(四) 受験手数料

(1) 受験手数料は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、実技試験又は学科試験の一部免除を受けることができる者にあつては、受験に係る額とする。

ア 実技試験

理容科

美容科

イ 学科試験

全職種

イ 学科試験

全職種

イ 学科試験

全職種

イ 学科試験

全職種

イ 学科試験

全職種

イ 学科試験

全職種

イ 学科試験

全職種

イ 学科試験

全職種

- (2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。
- 試験免除資格審査 二千元
- 受験票 受験票は、受験申請書類を受理したときに交付する。
- その他 受験申請書用紙及び受験案内は、東京都産業労働局雇用就業部能力開発課において配布する。  
なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(日本産業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付け

七 たもの)を同封すること。  
合否判定の基準

(一) 実技試験並びに学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

(二) 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合  
(一)に該当する場合を除く。)は、実技試験に限り合格とする。

(三) 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。

(四) 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、当該学科試験に限り合格とする。

八 合格発表

令和二年二月十二日(水曜日)から同月十四日(金曜日)まで東京都庁第二本庁舎一階臨時窓口に掲示するとともに、受験者に通知する。また、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット(<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>)に掲載する。

九 問合せ先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課  
電話〇三(五三三〇)四七一七

令和元年度技能検定期後実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、令和元年度技能検定期後実施について、次のとおり公告する。  
令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 受検資格

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十五条に定める者

二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、令和元年十二月六日(金曜日)から令和二年二月十六日(日曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

令和二年一月二十六日(日曜日)に実施する職種  
一級及び二級

機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工及びガラス施工

三級

配管(建築配管に係るものに限る。)及び型枠施工

令和二年二月二日(日曜日)に実施する職種

特級

铸造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

一級及び二級

さく井、金型製作(プレス金型製作に係るものに限る。)、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備(走行装置整備及び鉄道車両点検・調整に係るものに限る。)、時計修理、油圧装置調整、冷凍空気調和機器施工、和裁、機械木工(機械木工及び木工機械整備に係るものに限る。)、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食及びビニルエステル樹脂積層防食に係るものに限る。)、パン製造、水産練り製品製造、厨房設備施工、防水施工(アスファルト防水工事、塩化ビニルシート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。)、カーテンウォール施工、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)及び印章彫刻

三級

造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作

単一等級

バルコニー施工

令和二年二月五日(水曜日)に実施する職種

一級及び二級

舞台機構調整

令和二年二月九日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造(光学機器組立てに係るものに限る。)、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動下ア施工、電気製図及び工業包装

三級

機械加工(普通旋盤に係るものに限る。)、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造(プリント配線板設計に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び写真

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

令和元年十一月二十九日(金曜日)に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)  
及び身分証明書の写し

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(二) 受付期間

令和元年十月七日(月曜日)から同月十八日(金曜日)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前九時から午後四時まで

(三) 受付場所

東京都職業能力開発協会

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会に配布する。  
イ 申請書は、記載内容審査のため本人又は記載内容を説明できる者が直接持参すること。  
ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、二(一)に掲げる検定職種でない職種についても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 二級 全ての 一万七千九百円  
及び 三級 全ての 申請者 一千九百円  
三級 在校中 一万一千九百円(三十三歳未満の者が受検する場合にあっては、八千九百円)

五歳未満の者が受検する場合にあっては、二千九百円)

在校中 一万七千九百円(三十三歳未満の者が受検する場合にあっては、八千九百円)

以外 五歳未満の者が受検する場合にあっては、八千九百円)

学科試験 各級 全ての 申請者 三千百円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。  
試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料金は、申請書及び身分証明書に添えて納付するものとする。  
また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠席等の理由があつても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、令和二年三月十三日(金曜日)に、東京都庁第二本庁舎一階掲示スペースに掲示する。また、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット(<http://www.hatarakumetro.tokyo.jp/>)に掲載する。

なお、特級、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

六 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区飯田橋三丁目十番  
三号 東京しごとセンター七階 電話〇三（五二一一）  
二三五三

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新  
宿二丁目八番一号 電話〇三（五三二〇）四七一七

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001

